

第 9 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

平成 3 0 年 4 月 1 3 日 開 会

平成 3 0 年 4 月 1 3 日 閉 会

米沢市農業委員会

平成30年4月13日(金)午後 3時00分 米沢市農業委員会第9回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(19名)

|            |              |              |
|------------|--------------|--------------|
| 1番 伊藤精司 委員 | 8番 佐久間英之 委員  | 15番 大橋久芳 委員  |
| 2番 小関善隆 委員 | 9番 上村貞義 委員   | 16番 山王堂民榮 委員 |
| 3番 江口益美 委員 | 10番 古畑功一 委員  | 17番 大野澤進 委員  |
| 4番 遠藤伊一 委員 | 11番 高橋秀治 委員  | 18番 鈴木晃子 委員  |
| 5番 樋渡由美 委員 | 12番 菅野英一郎 委員 | 19番 田代昇一 委員  |
| 6番 二宮啓一 委員 | 13番 我彦正福 委員  |              |
| 7番 高橋信夫 委員 | 14番 高橋祐弘 委員  |              |

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

部会委員以外の出席委員(なし)

部会委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(8名)

|               |        |
|---------------|--------|
| 事務局 長         | 宍戸 徹 朗 |
| 事務局長補佐兼農政振興主査 | 目崎 秀 也 |
| 農地 主 査        | 戸田美恵子  |
| 主 任           | 高橋 純   |
| 主 査           | 仁科 恭 浩 |
| 主 事           | 渡部 史 紀 |
| 主 事           | 須貝 祐 太 |
| 米沢地域農業再生協議会   | 土田 悦 子 |

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 米沢市農業委員会事務局職員の人事異動について         |
| 報第2号 | 非農地証明の報告について                   |
| 報第3号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について  |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第5号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について            |

開 会 午後 3時00分

目崎補佐

それでは、ご苦勞さまでございます。

ただいまから第9回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、9番 上村委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、ご苦勞さまで。

4月に入ったわけですが、きのう、きょうあたりは本当に肌寒いということで、2週間ほど前のあの暑さはどこに行ったんだろうということで、体調にも悪いし果樹等にもいろいろな被害が出ないとよいなと思っているところでございます。

3月、4月は別れ、出会いの月ということで、当農業委員会も人事異動により局長が退職、あと2名の方が転出、あと臨時の岸さんも米平さんのほうに移られたということで、新たに宍戸局長さん、そして水谷さんのかわりに須貝祐太さんという、そして片平さんのかわりに高橋純さんということで、あと岸さんのかわりに土田さんということで、その後ご挨拶あると思いますが、新体制で臨むわけでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

米沢市も4月20日、道の駅がオープンするということで、19日にはプレオープンということで、私と職務代理とがご招待受けておりますので、ぜひ行って見学させてもらいたいなと思ひているところであります。道の駅については樋渡さんが「かあちゃんの台所」の責任者ということで頑張っておられますので、皆さんもどうぞオープンしたら行ってご利用いただければと思ひます。（「ぜひ買いに来てください」の声あり）

ということで、きょうも午前中ちょっと県の局長さんがおいでになったもんですから、昼食ちょっと一緒にして食べておったら県外から大型バスが次々と3台ぐらい入ってきて、高速道路が開通したら昼食食べに結構、平日でもござるんだということで、いろいろなところにより影響が出ているんだなということを実感してきたところであります。そういったことで、我々道の駅の野菜、そして果物、そして肉等も我々が作っているわけでありますから、もとは我々が作るわけでありますから、お客様にうまい、安心安全だというものをこれからも提供しながら、我々にもプラスになるように頑張っていきたいもんだなと思ひている次第であります。

きょうはこの総会の後、遊休農地の総会、そして歓送迎会あるわけでござ

いますが、最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

目崎補佐

ありがとうございました。

これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はおりませんので、全員出席であります。よって、去る4月6日に通知しました米沢市農業委員会第9回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、2番 小関善隆委員、3番 江口益美委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正はございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、早速進めさせていただきます。報第1号 米沢市農業委員会事務局職員の人事異動について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願ひいたします。

目崎補佐

(挙手)

議長

目崎補佐。

目崎補佐

1ページをお開きいただきたいと思ひます。報第1号 米沢市農業委員会事務局職員の人事異動について。平成30年4月1日付で職員の異動がありましたので、ご報告いたします。

まず、転出者でございますが、町田事務局長でございますが、ご退職でございます。ですが、再任用ということで農林課の青果物市場のほうに現在お勤めでございます。

次に、片平主査でございますが、高齢福祉課のほうに異動でございます。

水谷主査は水道業務課のほうに異動でございます。

あと、再生協のほうの岸さんでございますが、ご退職ですが、先ほど会長のご挨拶にございましたように、米沢平野土地改良区の水利整備課のほうにお勤めになったということでございます。

次に、転入者をご紹介申し上げます。事務局長の宍戸徹朗でございます。市病の医事課のほうから参りました。

宍戸局長

4月からお世話になっております宍戸と申します。不慣れではありますが、ど

うぞよろしくお願ひ申し上げます。

目崎補佐

次、高橋純主任でございます。

高橋主任

商工課から異動になりました高橋と申します。よろしくお願ひいたします。道の駅の整備のほうに携わっております、来週早々に会計検査ちょっと入ることになりまして、この後ちょっと中抜けさせていただきます。申しわけございません。不慣れな分野ではありますけれども、勉強していち早く戦力になりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

目崎補佐

農政振興担当のほうの係でございます。須貝祐太主事でございます。

須貝主事

土木課から参りました須貝と申します。主に3条と18条の申請関係を行っていきますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

目崎補佐

岸さんのかわりの再生協議会のほうでお世話になります土田悦子さんです。

土 田

土田悦子と申します。不慣れな面ありますが、皆様のお顔とお名前早く覚えていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

目崎補佐

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 米沢市農業委員会事務局職員の人事異動について、を終わります。

議 長

次に、報第2号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

仁科主査

(挙手)

議 長

仁科主査。

仁科主査

報第2号 非農地証明の報告について。下記の土地につきまして、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号64号から68号の計5件でございます。土地の表示等の詳細につきましては記載のとおりでございます。なお、この筆数、地積は田2筆 3, 604㎡、畑6筆 1, 501㎡、合計8筆 5, 105㎡でございます。

受理番号64号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和50年ごろです。申請理由は、昭和50年ごろに住宅を建設し、宅地として利用しているためです。

受理番号65号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和48年7月です。申請理由は、昭和48年7月に住宅の増築をし、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号66号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成15年5月28日です。申請理由は、平成15年5月28日付指令置総農振第89号で転用許可を得、宅地として利用してきたためです。

受理番号67号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和62年ごろです。申請理由は、昭和62年ごろに住宅を建設し、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号68号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成11年4月19日です。申請理由は、平成11年4月19日付指令東置地農第30号で転用許可を得、宅地として利用してきたためです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 非農地証明の報告について、を終わります。

議 長

次に、報第3号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事  
議 長  
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

報第3号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分したので報告いたします。

米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。平成30年3月14日に行われました第8回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第5条第1項の案件につきまして、受理番号64号及び66号につきましては開発行為にかかわるものなので、開発行為の許可と同日許可が原則であり、都市整備課で開発行為の許可を下記の日付としたことから、同日付で許可をしたものでございます。

5条 64号につきましては平成30年3月28日、66号につきましては平成30年3月27日許可となります。

以上、よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第3号 農地法第5条第

1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

議 長 次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

10番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 10番 古畑委員。

10番 私の案件がありますので、退席させていただきます。

(古畑功一委員 退室)

議 長 それでは、受理番号5号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したとの通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号5号は、貸人 ○○○○氏と借人 △△△△氏との合意解約でございます。土地の表示等は記載のとおりでございます。なお、この筆数、地積は田のみ5筆 7, 070㎡でございます。よって、合計も同様でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全委員 なし。

議 長 ないので、受理番号5号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号5号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

では、古畑委員。

(古畑功一委員 入室)

議 長 それでは、次に受理番号5号を除く受理番号1号から14号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。受理番号5号を除きます受理番号1号から14号につきまして、農地の賃貸借の合意による解約が成立したとの通知がございましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。



受理番号5号を除く受理番号1号から14号までの計13件でございます。土地等の表示等は記載のとおりでございます。なお、この筆数、地積は田59筆 100,087.61㎡、畑12筆 3,580㎡、合計71筆 103,667.61㎡でございます。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号5号を除く受理番号1号から14号までについて、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号5号を除く受理番号1号から14号までについて、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から30号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地につきまして農地法第3条第1項の許可申請がございましたので、その可否を委員会に求めます。

受理番号1号から30号までの計30件でございます。土地の表示等につきましては記載のとおりでございます。この筆数、地積は田128筆 189, 911. 27㎡、畑71筆 32, 254. 49㎡、合計が199筆 222, 165. 76㎡でございます。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による使用貸借です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による使用貸借です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による贈与（無償）です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による貸貸借です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号22号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による貸貸借です。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による貸貸借です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による貸貸借（新規就農）です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による貸貸借です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による貸貸借です。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による貸貸借です。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による貸貸借です。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
1 2 番  
議 長  
1 2 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(菅野英一郎委員 挙手)

12番。

12番 菅野です。

1番、2番、3番、これの間○○○○さんに行って聞いてきました。△△さんが自分で経営して野菜を作るということで、○○さんや祖父の○○○さんから土地を借り受けるということがございます。問題ありませんので、よろしくお願いたします。

議 長  
1 0 番  
議 長  
1 0 番

ご苦労さまです。次。

(古畑功一委員 挙手)

10番。

10番 古畑です。

4番につきましてご報告します。

○○○○さん、△△△△さんは親子でして、経営移譲年金の受給のためということで田んぼしていますので、問題ないと思います。

議 長  
2 番  
議 長

次。

(小関善隆委員 挙手)

2番。

- 2 番 2 番 小関です。  
5号についてご説明申し上げます。  
〇〇〇〇さん、△△△△さん、親子でありまして、これも経営移譲年金受給のためということで再設定でありますので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。
- 議 長 次、6号。  
15番 (大橋久芳委員 挙手)  
議 長 15番。  
15番 15番 大橋です。  
6号と20号、26号、27、28、29をご説明申し上げます。  
6号は〇〇〇〇さんのほうに確認してまいりました。親子間の使用貸借で年金受給のための再設定ですので、特に問題はないと思われまひます。よろしくお願ひいたします。  
20号のほうは△△△△さんのほうに話を聞いてまいりました。別人と今まで使用貸借を結んでおりましたが、今回先ほど解約もありまして、△△△△さんのほうから作るということで、特に問題はないと思われまひますので、よろしくお願ひします。  
26号も同じく△△△△君のほうに話を聞いてまいりました。先ほどと同じで、別な方と今まで貸し借りを結んでおりましたが、今回から△△△△さんのほうにお願ひするという事になったそうです。  
27号、28号も同じで、今まで別人としておりましたが、解約して△△△△さんのほうにお願ひするという事でございます。26、27、28、同じ案件でございます。  
29号につきましては、先ほど中間管理機構のほうの解約ありましたが、なかなか借り手が見つからないということで、同じ地域内に△△△△さんのほうに振興組合のほうの会合を通じて〇〇〇〇内でということでお願ひしましたが、△△△△君が今回新たに借りるということで決まりましたので、特に問題ないと思われまひますので、よろしくお願ひしたいと思われまひます。  
以上でございます。
- 議 長 次、7号。  
19番 (田代昇一委員 挙手)  
議 長 19番。  
19番 19番 田代です。  
私のほうからは7番、9番、次ページになりますが、17番、18番についてご報告しまひます。  
先に9番でありまひますが、〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でありまして、経

営移譲年金受給のためと、再設定になっておりますので、問題なしと思いません。よろしく願いいたします。

続きまして、7番と17番、18番の3件であります。貸人は3件とも違いますが、借人は同一人物でございます。3人中のお二方は高齢につき農業はもうできないということから、借人の△△さんがお借りすると。もう一件につきましては貸人は個人で治療院を営んでおられて、農業ができないということより、△△さんがお借りするということでもありますので、問題なしと思えます。よろしく願いいたします。

議 長  
4 番  
議 長  
4 番

8号。  
(遠藤伊一委員 挙手)

4番。  
4番 遠藤です。

8番は売買の案件ですが、買い手の△△さん、そして売り手の〇〇さんにお聞きしてきました。〇〇さんのほうが売り手ですが、△△さんが隣を作っているということで、〇〇さんのほうから△△さんのほうにお話がありまして、売買ということで問題はないと思えます。よろしく願いいたします。

議 長  
14 番  
議 長  
14 番

10号。  
(高橋祐弘委員 挙手)

14番。  
14番 高橋です。

受理番号の10号、11号、13号、14号、15号、16号、あと21号、25号についてご説明申し上げます。

最初の10号の案件につきまして、今回新規就農ということで去る4月6日の第1ブロックの農事相談の折に△△△△さんにおいでいただいて、いろいろなお話をお聞きしました。今まで親子間で農業をやっていたということですが、今回法人を設立して農地を借りたりして、法人として地域、消費者に貢献するというので、意気込みを語っていただきました。第1ブロックといたしましても問題はないとなったところでございます。そういったことで、10号から11号の案件につきましては、今まで高齢で体調を崩した人が途中で解約をするということで、一緒に貸人のほうにお回りして今まで解約を進めてきて、新たな人との賃貸契約ということで、今回△△△△さんに作っていただくということで問題はないと思われま。

10号、11号、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、あとは〇〇〇〇さん、あと〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんと、あとは〇〇〇〇さんは皆そういった関係で私が中に入っている契約でございますので、問題はないと思われま。

ただ、1件だけ13号、〇〇〇〇さんと△△△△さん、これも高齢によっ

てやめた人の土地でございますが、隣に△△△△さんの耕作している田んぼがあるということで、近隣だということで、その1件だけ個人的に△△△△さんとの契約になったということで報告申し上げます。

あとは、25号は〇〇さん所有の土地を全部△△△△さんにやって法人にするということで、問題ないと思われまして、よろしく審議のほうお願いします。

議 長

12号。

16番

(山王堂民衆委員 挙手)

議 長

16番。

16番

16番 山王堂です。

受理番号12号、23号、30号についてご説明いたします。

受理番号12号は、〇〇地区の〇〇さん親子による年金受給のための親子間の使用貸借です。貸人要望による使用貸借の再設定ということで問題ありませんでした。

あと、23号は場所は大字〇〇となっておりますが、これ〇〇地区の中に大字〇〇という地番がありまして、この中に、秋にここも出たんですけども、その隣の〇〇さん、秋に出たところは△△君が借りた同じ土地でありますので、〇〇さんが体調が思わしくないということで、誰か作る人がいないかということで、△△△△さんがその隣脇に借りましたので、△△さんにここを作ってもらおうということで、ここまとめていただきました。大体こと秋の借りたところで1町2反くらいなのかな、ここはソバを作るということで畑です。細目書は田んぼになっているんですけども、畑となっております。

あと、30号はこれは〇〇、〇〇さんの場所なんですけれども、これは会長が調べましたが、6日の農事相談のときに報告がありましたので、かわって説明いたします。これも経営移譲年金受給のための親子の使用貸借で、貸人要望による貸借の再設定でございます。問題ないと思われまして、よろしくお願いします。

議 長

ご苦労さまです。次に、19号。

11番

(高橋秀治委員 挙手)

議 長

11番。

11番

11番 高橋です。

19号について説明します。

借人の△△△△さんにお会いしてお話を聞いてきました。こちらは前回まで集積での契約だったそうですが、今回終了に伴って3条で貸借借をするということで、耕作のほうもきちんとされていまして、何も問題ないと思われまして、よろしくお願いします。

議 長           ご苦労さまです。22号。  
9 番           (上村貞義委員 挙手)  
議 長           9番。  
9 番           9番 上村です。  
                  22号は、場所は〇〇〇〇沿いになります。渡人の〇〇さん、受人の△△さん、お二方からお話聞いたんですが、△△さんが宅地を購入されて住宅を建てると、その付随したといいますか、隣が農地でありますので、△△さんのほうに確認しましたところ、農地として利用しますということはおっしゃっていただきましたので、問題ないので、よろしくをお願いします。

議 長           24号。  
6 番           (二宮啓一委員 挙手)  
議 長           6番。  
6 番           6番 二宮です。  
                  24号についてご説明いたします。  
                  お話は△△さんに伺ってまいりました。この案件は11号の9番に記載されておりますとおり相続による名義変更による賃貸借の契約であります。このご関係は義兄弟の関係で、ソバを長い間作っていらっしゃるということでもあります。別に問題はないと思われます。よろしくをお願いします。

議 長           それでは、受理番号1号から30号までについて、意見並びに質問はございませんか。ありませんか。  
全 委 員           なし。  
議 長           ないので、受理番号1号から30号までについてを許可することに異議ありませんか。  
全 委 員           異議なし。  
議 長           異議がないので、受理番号1号から30号までについて、許可することに決定いたしました。  
                  次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
                  議案の内容について、事務局の説明をお願いします。  
渡部主事           (挙手)  
議 長           渡部主事。  
渡部主事           議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号1号から2号までの計2件で、田2筆 571㎡、畑1筆 495㎡、合計3筆 1,066㎡です。  
                  受理番号1号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につ



きましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農家住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明をしてください。それでは、受理番号1号から2号を上程いたします。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2番。

2 番 1号について調査しましたので、ご報告申し上げます。

○○○○さん、△△△△さんは親子でありまして、息子さんでありますけれども、アパート暮らしをしているということで、ちょうど、地図ありますけれども、この○○というところが、これ○○○○さんの家でありまして、その道向かいに田んぼありまして、そこに家を建てて息子さんの家にしたいということでありまして、ここは住宅地に囲まれております3種農地ということでありまして、問題ありませんので、よろしく願いいたします。

議 長 2号。

19番 (田代昇一委員 挙手)

議 長 19番。

19番 19番 田代です。

2号についてご説明申し上げます。

去る4月1日、借人、貸人、親子でございますけれども、借人の息子さんにいろいろお話を聞きました。手続はこの物件について、物件というか、この建築物については2件目だと、1つは2月に申請をし、この場で皆様にご審議いただいて許可は得たと、それが3月28日だと。その後こちらのまた申請をさせていただいたという経緯、経過があります。本人につきましては現状は育苗用のハウス、これをやっております、これから一生懸命苗を作るということでございます。着工はしておりません。全ての申請手続が完了された後、連絡を頂戴しましてから工事に着工するということも確認してまいりまして、異常なしと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの受理番号1号から2号について、意見並びに質問はありませんか。

ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から2号についてを許可することに異議ありませ

んか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないので、受理番号1号から2号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

10番

(古畑功一委員 挙手)

議長

10番。

10番

退席案件ですので、よろしくお願ひします。

(古畑功一委員 退室)

議長

それでは、受理番号9号、19号、22号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査

(挙手)

議長

仁科主査。

仁科主査

議第4号、受理番号9号、19号、22号の農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

受理番号9号、19号、22号は、△△△△氏が借人となる相対による賃貸借権の新規3件でございます。それぞれの貸人、土地等の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

3件の筆数、地積につきましては、田のみ15筆 19, 304㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全委員

なし。

議長

ないので、受理番号9号、19号、22号について議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないので、受理番号9号、19号、22号について、議案書のお

り米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

では古畑委員、入ってください。

(古畑功一委員 入室)

3 番 (江口益美委員 挙手)

議 長 3 番。

3 番 私の案件がありますので、退席させていただきます。

(江口益美委員 退室)

議 長 それでは、受理番号12号、26号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 受理番号12号、26号の農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号12号、26号は△△△△氏が借人となる相対による賃貸借権の新規1件、再設定1件でございます。それぞれの貸人、土地等の詳細につきましては記載のとおりでございます。この2件の筆数、地積につきましては、田のみ8筆 17,015㎡でございます。合計も同様でございます。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号12号、26号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号12号、26号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

江口委員、入ってください。次、お願いします。

(江口益美委員 入室)

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 次、2番。

2 番 私の案件がありますので、退席させていただきます。

(小関善隆委員 退室)

議 長 それでは、受理番号28号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 受理番号28号の農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

貸人 ○○○○さん、借人 △△△△さんによる相対による賃貸借権の再設定でございます。土地等の詳細につきましては記載のとおりでございます。なお、この筆数、地積につきましては田のみ3筆 4, 901㎡、合計も同様でございます。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号28号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号28号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

小関委員、入ってください。

(小関善隆委員 入室)

議 長 それでは、先に決定しました受理番号9号、12号、19号、22号、26号、28号を除く受理番号1号から30号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 受理番号9号、12号、19号、22号、26号、28号を除く農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号9号、12号、19号、22号、26号、28号を除く受理番号1号から30号の内訳につきましては、相対による売買が3件、同じく相対による賃貸借権の新規が13件、同じく相対による賃貸借権の再設定8件の計24件でございます。土地等の詳細につきましては記載のとおりでございます。なお、この筆数、地積につきましては田99筆 148, 536. 4

0 m<sup>2</sup>、畑10筆 1, 649 m<sup>2</sup>、合計109筆 150, 185. 40 m<sup>2</sup>で  
ございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 貸人 ○○○○・○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○・○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。  
なし。

ないので、受理番号9号、12号、19号、22号、26号、28号を除く受理番号1号から30号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号9号、12号、19号、22号、26号、28号を除く受理番号1号から30号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題いたします。

それでは、受理番号1号から8号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査  
議 長  
仁科主査

(挙手)

仁科主査。

議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会

に付議いたします。

受理番号1号から8号までの計8件でございます。こちらにつきましては、先の農用地利用集積計画並びに農地法第3条による交替でございます。この筆数、地積につきましては、田のみ20筆 30, 714㎡、よって合計も同様でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号4号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号5号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号6号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号7号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号8号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。          |
| 全 委 員 | なし。   |
| 議 長   | ないので、受理番号1号から8号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。 |
| 全 委 員 | 異議なし。                                       |
| 議 長   | 異議がないので、受理番号1号から8号について、議案書のとおり承認す           |

ることに決定いたしました。

これで提出された議案については終了ですが、その他皆さんから何かご意見等ございませんか。ありませんか。

全 委 員  
議 長

なし。

ないようですので、これで本日の定例総会の日程は全て終了しました。  
大変ご苦労さまでした。

閉 会

午後 3時53分



以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年4月13日（金）

米沢市農業委員会

議長

-----

議事録署名委員

-----

議事録署名委員

-----